

# 社会福祉法人米沢弘和会定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 軽費老人ホーム ケアハウス「サンリヴェール米沢」の設置経営

(ロ) 特別養護老人ホーム「サンファミリア米沢」の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 無料、低額利用介護老人保健施設「サンプラザ米沢」の設置経営

(ロ) 無料、低額利用介護老人保健施設「サンファミリア米沢」の設置経営

(ハ) 老人デイサービス事業「さんデイケア」

(ニ) 老人デイサービス事業「サンファミリア米沢」

(ホ) 老人短期入所事業「サンファミリア米沢」

(ヘ) 居宅介護支援事業所「サンプラザ米沢居宅介護支援センター」の設置経営

(ト) 老人居宅介護等事業「さんデイケアホームヘルパーステーション」

(チ) 居宅介護支援事業所「サンファミリア米沢居宅介護支援センター」の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人米沢弘和会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山形県米沢市大字築沢3046番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上12名以下を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員2名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額288,000円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 評議員の費用弁償の額は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置く。

2 議長の選出方法は定款施行細則第3条の規定のとおりとする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上11名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事として置くことができる。

4 前項の常務理事を置いた場合は、その常務理事を社会福祉法の第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

3 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 名誉理事長・顧問

(顧問等)

第24条 この法人に、名誉理事長・顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事長・顧問は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 名誉理事長・顧問は、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

## 第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会に議長を置く。

- 2 議長の選出方法は定款施行細則第3条の規定のとおりとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を

得て米沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、米沢市長の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### （資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### （事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書
  - (5) 貸借対照表及び資金収支計算書及び事業活動計算書の付属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

#### （会計年度）

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### （会計処理の基準）

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士実務者研修（通信課程）の事業
- (2) 介護職員初任者研修（通信）の事業
- (3) 地域包括支援サンファミリア米沢地域包括支援センター受託事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 第 9 章 解 散

(解散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、米沢市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を米沢市長に届け出なければならない。

## 第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人米沢弘和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	加藤 邦雄	理事	兵庫 等	理事	遠藤眞志男
理事	佐藤 博	理事	高田 和彦	理事	鈴木 均
理事	米野 吉蔵	理事	石橋 高市	理事	古川 和秀
理事	大友 恒則	理事	濱田 淳	理事	中条 良悦
理事	駒形 弘	理事	駒形 吉則		
監事	佐藤 茂	監事	五十嵐正明		

2 認 可

平成 元年 3月31日 山形県知事認可  
平成 元年 4月11日 より施行する。

3 一部変更

平成 2年 8月24日  
平成 4年 2月 4日  
平成 6年 9月30日  
平成 9年12月20日  
平成11年 5月30日  
平成12年 9月 1日  
平成13年11月25日  
平成14年12月 8日  
平成17年 3月17日  
平成19年 4月 1日  
平成22年12月16日  
平成25年12月18日  
平成26年12月17日  
平成27年 5月27日  
平成29年 4月 1日  
平成30年 6月16日  
令和 2年 4月 1日  
令和 3年 8月 1日

1. 土 地			
(1) 社会福祉法人米沢弘和会 職員福利厚生用敷地(駐車場予定地)			【 3,870.00 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字大代原東	3485番1	田	176.00 m <sup>2</sup>
② 同上	3493番	田	3,469.00 m <sup>2</sup>
③山形県米沢市大字築沢字菅沢	3520番1	原野	225.00 m <sup>2</sup>
(2) ケアハウス「サンリヴェール米沢」敷地			【 12,323.79 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3423番	宅地	4,730.57 m <sup>2</sup>
② 同上	3425番	宅地	3,562.14 m <sup>2</sup>
③ 同上	3450番1	宅地	3,307.28 m <sup>2</sup>
④ 同上	3451番1	宅地	294.21 m <sup>2</sup>
⑤ 同上	3451番2	宅地	168.59 m <sup>2</sup>
⑥ 同上	3463番2	公衆用道路	143.00 m <sup>2</sup>
⑦ 同上	3464番丙	原野	23.00 m <sup>2</sup>
⑧山形県米沢市大字築沢字菅沢	3520番4	公衆用道路	32.00 m <sup>2</sup>
⑨山形県米沢市大字築沢字大代原	3385番5	公衆用道路	63.00 m <sup>2</sup>
(3) 介護老人保健施設「サンブラザ米沢」敷地			【 15,360.45 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字大代原	1780番	宅地	2,231.00 m <sup>2</sup>
② 同上	1786番	宅地	4,169.00 m <sup>2</sup>
③ 同上	1789番	宅地	978.00 m <sup>2</sup>
④山形県米沢市大字築沢字大代原堰下二	3046番	宅地	5,090.90 m <sup>2</sup>
⑤ 同上	3047番	宅地	1,308.93 m <sup>2</sup>
⑦山形県米沢市大字築沢字大代原	3376番1	宅地	264.00 m <sup>2</sup>
⑧山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3455番	宅地	79.33 m <sup>2</sup>
⑨山形県米沢市大字築沢字大代原	3379番3	宅地	161.61 m <sup>2</sup>
⑩山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3470番	宅地	1,077.68 m <sup>2</sup>
(4) デイサービスセンター「さんデイケア」敷地			【 3,578.46 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3463番1	宅地	3,578.46 m <sup>2</sup>
(5) 介護老人保健施設「サンファミリア米沢」			【 6,360.40 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市塩井町塩野字川窪二	514番1	宅地	294.34 m <sup>2</sup>
② 同上	514番4	宅地	68.08 m <sup>2</sup>
③山形県米沢市塩井町塩野字川窪三	828番	宅地	2,462.58 m <sup>2</sup>
④ 同上	820番24	宅地	54.62 m <sup>2</sup>
⑤ 同上	820番25	宅地	244.78 m <sup>2</sup>
⑥山形県米沢市塩井町塩野字三嶋	795番	雑種地	3,236.00 m <sup>2</sup>
(6) 特別養護老人ホーム「サンファミリア米沢」			【 5,432.55 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市塩井町塩野字川窪二	517番13	宅地	225.77 m <sup>2</sup>
② 同上	517番14	宅地	191.90 m <sup>2</sup>
③ 同上	520番	宅地	4,502.49 m <sup>2</sup>
④山形県米沢市塩井町塩野字川窪三	834番	宅地	512.39 m <sup>2</sup>
			《 土地総合計 》 《 46,925.65 m <sup>2</sup> 》
2. 建 物			
(1) 介護老人保健施設「サンブラザ米沢」			【 6,062.01 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字大代原堰下二	3046番	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	3,303.09 m <sup>2</sup>
②山形県米沢市大字築沢字大代原	1786番	鉄骨造陸屋根渡廊下付2階建	2,445.17 m <sup>2</sup>
③山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3470番	木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建	253.99 m <sup>2</sup>
④山形県米沢市大字築沢字大代原	3379番3	木造垂鉛メッキ鋼板葺平家建	59.76 m <sup>2</sup>
(2) ケアハウス「サンリヴェール米沢」			【 2,356.47 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3423番	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,356.47
(3) デイサービスセンター「さんデイケア」			【 597.43 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市大字築沢字化物屋敷	3463番1	鉄骨造陸屋根平家建	597.43
(4) 介護老人保健施設サンファミリア米沢			【 4,620.68 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市塩井町塩野字川窪三	828番	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	4,620.68 m <sup>2</sup>
(5) 特別養護老人ホームサンファミリア米沢			【 3,784.72 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市塩井町塩野字川窪二	520番	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	3,784.72 m <sup>2</sup>
(6) デイサービスセンターサンファミリア米沢			【 439.98 m <sup>2</sup> 】
①山形県米沢市塩井町塩野字川窪二	520番	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建1階部分	439.98 m <sup>2</sup>
			《 建物総合計 》 《 17,861.29 m <sup>2</sup> 》

## 法人役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米沢弘和会（以下「法人」という。）役員並びに評議員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### (定義)

- 第2条 この規程で役員とは、定款第16条に定める理事、監事いう。
- 2 この規程で評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
  - 3 この規程で委員会とは、理事長が諮問機関として定めた役員構成による経営委員会及び事業企画検討委員会の2委員会をいう。
  - 4 この規程で常勤の役員とは、法人就業規則第2条に定める職員と同様の勤務態様にある役員をいう。

### (役員会等及び評議員会への出席報酬等)

- 第3条 常勤の役員を除き、役員が定款施行細則第2条に定める理事会に出席したときは、出席時に別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。
- 2 前項以外の理事会及び2委員会に出席したときは、別表1の実費弁償費のみを支給する。
  - 3 評議員が定款施行細則第2条に定める評議員会に出席したときは、出席時に別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

### (常勤役員及び監事報酬等)

- 第4条 常勤役員及び監事については、別表2を上限とし、報酬及び実費弁償費を支払うものとする。
- 2 常勤役員の報酬等は、毎月の職員給与支給日に合わせ支払うものとする。
  - 3 監事の報酬等は、監査指導実施日に支払うものとする。

### (出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める役員・職員旅費規程により支給する。

### (適用除外)

第6条 施設・事業所の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

### (改正)

第7条 この規程の改正及び別表1～2の報酬、実費弁償費の金額の変更は、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成23年4月 1日から施行する。

一部変更 平成29年6月15日

一部変更 令和 4年6月22日

別表1（第3条関係）（1回につき）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	8,000円	4,000円
評議員会出席報酬	8,000円	4,000円
諮問委員会出席報酬	—	4,000円

注) 実費弁償費4,000円については、概ね市内より施設までの往復のタクシー料金を基準としている。

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬（常勤・月額）	600,000円	職員通勤手当相当
同上（非常勤・月額）	300,000円	職員通勤手当相当の半額
業務執行理事業務報酬（常勤・月額）	600,000円	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬（月1回）	16,000円	4,000円

## 1 現役員(理事・監事)・評議員名簿

(令和7年7月1日現在：就任順)

役職	氏名	就任年月日	役職	氏名	就任年月日
理事長	佐藤 博	H 1. 4. 11	評議員	小形 文太郎	H 1. 4. 11
理事	濱田 淳	H 1. 4. 11	評議員	吉野 徹	H21. 4. 25
理事	五十嵐 栄	H11. 9. 3	評議員	荒澤 芳治	H23. 4. 25
理事	齋藤 榮助	H17. 5. 26	評議員	佐藤 勝子	R3. 6. 24
理事	鳥津 博達	H19. 10. 31	評議員	有坂 敦	R3. 6. 24
理事	北村 正敏	H28. 8. 25	評議員	渡部 正男	R3. 6. 24
理事	鈴木 新一	R 1. 6. 15	評議員	有壁 祥	R4. 8. 1
理事	栗田 光章	R3. 6. 19	評議員	鈴木 ゆかり	R7. 6. 23
監事	渡部 恭子	R 1. 6. 15	評議員	渡辺 勅孝	R7. 6. 23
監事	加藤 智幸	R3. 6. 19	評議員	秋山 栄祐	R7. 6. 23

### ※任期

理事・監事 令和7年6月21日～令和9年6月開催の定時評議員会終了時まで

評議員 令和7年6月23日～令和11年6月開催の定時評議員会終了時まで

## 2 評議員選任・解任委員名簿

(令和7年7月1日現在)

監事	外部委員	事務局員
渡部 恭子	宮下 徹	丸山 憲嗣
加藤 智幸	相田 正人	鮎川 明子